

北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱

令和8年3月30日

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

(目的)

第1条 本要綱は、北海道が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(対象契約)

第2条 本要綱の対象となる電力調達契約は、競争入札による高圧又は特別高圧の電力調達契約とする。

(対象機関)

第3条 本要綱の対象機関は、知事部局の他、庁舎管理者として電力を調達する道の全ての機関（以下「各機関」という。）とする。

(環境評価項目)

第4条 本要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 環境評価基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 環境評価加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- イ エネルギーの地産率
- ウ 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率

(環境配慮基準の適合要件)

第5条 各機関が実施する第2条に規定する契約に係る競争入札に参加する場合に必要な環境配慮基準に適合する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）している小売電気事業者
- (2) 次のいずれかに該当する小売電気事業者
 - ア 第7条第1項に規定する環境評価基本項目の評価点の合計が70点以上とされた者
 - イ 第7条第1項に規定する環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点以上とされた者

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(評価項目報告書等の提出)

第6条 各機関が行う高圧又は特別高圧の電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に規定する環境評価項目を、別表1「北海道環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を様式1「北海道環境に配慮した電力

調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、知事に提出するものとする。

- 2 前項の小売電気事業者のうち、第4条（2）ウに掲げる環境評価項目による加点を希望する者は、様式2「北海道への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書（以下「供給予定比率報告書」という。）」を評価項目報告書と併せて知事に提出するものとする。

（評価）

第7条 経済部ゼロカーボン推進監は、前条の規定により、評価項目報告書及び供給予定比率報告書が提出されたときは、その内容を確認し、評価点を判定するものとする。

- 2 経済部ゼロカーボン推進監は、前項の規定による判定の結果について、様式3「令和〇年度北海道環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果」を小売電気事業者へ通知するとともに、各機関に周知するものとする。

- 3 経済部ゼロカーボン推進監は、第5条に規定する環境配慮基準に適合する者を、ホームページ等において公表するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 各機関の長は、前条第3項のホームページ等により各小売電気事業者の環境配慮基準に適合の有無を確認するものとする。

（特定電源割当証明書の提出）

第9条 第4条（2）ウに掲げる環境評価項目による加点により、環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点に達する小売電気事業者は、第2条に規定する契約を締結したときに、様式4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた形式で作成した、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、3か月ごとに知事に提出（※）するものとする。

※ 環境価値を有する証書を用いる場合は、その写しを併せて提出するものとする。

（要綱の公表）

第10条 道は、本要綱をホームページにおいて公表するものとする。

（その他）

第11条 本要綱に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

第12条 本要綱に係る事務処理は、経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課において行う。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。